

第20回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年8月21日（木）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、杉本、高橋、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 小野寺、合田、田巻、橋本、三原

配布資料について

【事務局配布資料】

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、これまでの議論経過を再度整理したもの。
- ・資料2は、個別条文の検討にあたり、関連すると想定される条例をまとめた。
- ・資料3は、総合計画基本構想案は一度配布しているが、議会提案にあたり一部文言等の修正がされているので、改めて配布する。本日配布した追加分は策定中の総合計画と新市まちづくり計画との関連を示したもので、総合計画の欄に青字で書かれている施策が新市まちづくり計画にはなかった項目になる。
- ・資料4は、第19回の会議録概要。
- ・資料5は、前回の会議で行政評価に関わる話が出たので、北見市の行政評価システムの仕組みなどと、一部外部評価に取り組んでいるので、その資料を提示した。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・今回、総合計画基本構想案を配布したが、総合計画の策定状況、経過等を若干説明する。
- ・基本構想案は6月の第2回定例市議会に提案し、閉会中審議という形になった。特別委員会が設置され、7月29日～8月7日の間に3回にわたって集中審議がなされた結果、今回配布した内容で結審した。まだ議決がされていないので（案）となっている。
- ・基本構想は10年先を見据えた、将来の北見市はこうあるべきという考え方が大まかに書かれているもので、具体的に何をどうするかということは、この後作成する基本計画と実施計画で明らかになってくる。
- ・追加で配布した資料（色刷り）には、6本の基本目標とその施策の概略が書いてある。文言だけなので分かり難いかもしれないが、このような施策体系で進めていきたいと考えている。
- ・今回の総合計画は、合併協議会で策定した新市まちづくり計画を基本に作っている。

【委員提出資料】

〔事務局～企画課長〕

- ・事前配布資料のうち、北見市例規類集に関わるものは、笠原委員から提出されたもの。これについては後ほど説明があると思う。
- ・また、本日、日本経済新聞の記事と「まちづくり条例関連構造図」というものを配布しているが、これも笠原委員から提出されたもの。
- ・日本経済新聞の記事については、我々も承知している。記事の中に「北見市」の名称もあることから、アンケート調査の内容等を日経新聞に問い合わせたが、情報提供はしないとの回答であり、記事の内容以上のことは分からない状況。

〔笠原委員〕

- ・前回の会議でも北見市の例規について話したが、具体的には706の条例規則がある。
- ・前日も話したが、今後、このまちづくり条例の流れとの整合性などがあるので配布した。
- ・日経新聞の記事については、どのような分析をしているのか訊きたかったが、先に事務局から説明があった。
- ・推測だが、記事では「地方 都市」となっているので、北見市以外の網走管内居住者が将来北見に移りたいということなのかと思う。
- ・そう考えると、北見市のまちづくりの方向性が、オホーツク全体に影響するのかもしれない。
- ・「まちづくり条例関連構造図」は、自分の勉強を兼ねて作成したもの。第18回資料4にある区分に関連すると思われる既存条例、総合計画基本構想案の分野別施策、他市町村の条例等を振り分けて当てはめてみた。一番右は自分の私案の該当する番号を入れた。
- ・今後、条例全体を考えていく時の参考にしてもらいたい。

前回（第19回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、他の条例との関係を含めて、この会議で行うべき作業についての議論が交わされ、最低でも関連条例のレベルを下回らない形で素案を作成していくということが確認された。
- ・その後、基本原則の内容の検討作業に入り、「参加・参画の原則」、「自治区の原則」についてキーワードを挙げてもらった。
- ・「きょう働の原則」に関しては、もう少し議論を深めてから確認することにした。
- ・また、今後の検討に関わるとのことから、関連条例と総合計画の資料を事務局に求め、本日提示されているが、この後、条例の全体構成の話しに入っていく。
- ・構成の話にも若干触れたが、大区分についてはこのままで良いだろうということになって、小区分をどのようにしていくのか考えていく作業に入ることが確認された。
- ・以上が、前回会議の内容確認。

条例の全体構成について

〔中山座長〕

- ・第18回会議の資料4を用意したい。今日、笠原委員から出されたものも併せて見ていく。
- ・それぞれの大区分に、どの小区分を位置付けていくかという話を本日から始めていく。
- ・原則までは、概ね良いという形になっていると思う。
- ・それ以下に「市民」「行政」等あるが、市民の参加・参画など新たに入れる項目があればその都度意見を出してもらいたい。
- ・大区分ごとに順に検討をしていく。

「市民」について

〔中山座長〕

- ・小区分に ~ と3つの項目があって、それに対応すると思われる項目が検討シート欄に(12)~(18)の7つを挙げている。検討シート欄の項目が必要であれば小区分に追加していくという形にしていきたい。
- ・修正が必要なもの、若しくは追加するべきものがないか、意見をもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・神原私案（札幌市）には住民投票の項目が入っているが、この表を見ると権利責務の中に意思確認に該当する項目がない。
- ・意見の表明程度まではあるのかもしれないが、意見集約という部分が弱い気がする。

〔中山座長〕

- ・住民投票については、大区分の「7. 市政運営の仕組み・制度」に入っている。
- ・検討する場所（区分）を換えるといった意見も聞いていきたい。

〔杉本委員〕

- ・大区分の7番が実務的、方法論的な部分になっているということか。

〔笠原委員〕

- ・この分類でいくと、まず主体としての「市民」を決めて、次に「議会」や「執行機関」について決めて、それとの関係をどういう形にしてまちづくりを進めるかという大分類になっている。
- ・この分類自体がこれで良いかということもある。
- ・住民投票が無視されているわけではない。

〔杉本委員〕

- ・今さら訊くのも変だが、他の自治体の条例を見ても「市の執行機関」は一般職員や委員会などばかりを指している。その他のものは執行機関ではないのだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは定義で整理している。今回の資料1にあるが、事務局から説明してもらおう。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料にあるように、市長、教育委員会……固定資産評価委員会であると明記している。

〔杉本委員〕

- ・それだけで良いのだろうか。その他の組織は何なのだろう。
- ・これらを「執行機関」ということもあるが、どこかの条例では「行政委員会」とまとめているものもある。
- ・委員会は、それぞれの意思や権限を持って判断可能なところを指しているのだろうが、その他のところは執行機関ではないのか。
- ・他を見てもこのような表現だが、イマイチ理解できないので質問してみた。
- ・その委員会自体、それぞれの形で選考、任命されたものだと思うが、その委員を誰が選んだのかによって執行機関の性格が変わっていく。
- ・委員会だけが執行機関というのも気になる。市政を全体的に考えると、包括していないような気がする。たったこれだけの委員会で執行機関が成り立っているのだろうか。

〔中山座長〕

- ・大区分の「5．行政」の議論で、付け加えることが出てくると思われるので、その際に話していきたい。

〔笠原委員〕

- ・質問の意図というか心配しているのは、市の職員のことか。

〔杉本委員〕

- ・それもあつし、本当にこの部分しか自分の判断で動いているところはないのか。

〔笠原委員〕

- ・意思決定の部分としては、行政法的にはここしかない。あとは、決まったものを手続きに従って執行していくのが行政である。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば「審議会、××委員会」といった組織はたくさんあつるが、それは市長や教育委員会などにぶら下がっているものなので、どこかにはまがついて独立したものではない。
- ・ここは、あくまでも自治法上の定めによるもの。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここは自治法で定めている部分で表現している。自治法の定め of 文言のどこかに入っているということが基本的な考え。附属機関などといった考え方。
- ・あくまでも法律に基づいて、どこかの執行機関に属するという法体系の下に成立しているという考え方なので、どこの条例を見ても自治法の規定を持ってきて執行機関としている経過だと理解している。

〔杉本委員〕

- ・どこかの市で「行政委員会」と一まとめにして表現している所があつたので訊いてみた。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・確かに、自治法の規定 of 文言をそのまま使っていない自治体もあるだろう。

〔中山座長〕

- ・今の話で大分クリアになつたと思うが、また別の大区分の中で話していくことにする。
- ・小区分の「権利・責務」についても項目シートでは4つに区分されているが、全てを個別項目として立てるのか、まとめた形にするのか、意見をもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・最終的にはひとつにまとめた形になるかもしれないが、これから議論をしていく段階では個別に検討していくために残しておいた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・最初に「小区分を基本に」と言ったが、条例項目検討シート欄の項目を基本として話を進めていった方が良さだろうと思う。

〔笠原委員〕

- ・基本的に今の段階では落とさず、むしろ足りないものを付け加えていって、最後に削除したり、まとめたりという形にしておく。
- ・「活動団体」という項目に関して、北見市で現在行われている協働の組織は条例に基づくものなのか、政策的に行われているものなのか、根拠が分からないので訊きたい。
- ・札幌や旭川などは市民活動そのものに対する規定等があるが、北見市の場合はそういうものではなく、地域振興策としてやっているものだと考えて良いか。

〔市民協働推進課〕

- ・あるとしたら、金が投入されるので補助金要綱になる。
- ・担当部署としての「協働」の考え方は「連携」と捉えている。地域の連携という緩やかなもので、「ねばならない」的な形をとると住民主体（本位）にそぐわないと考えている。なので、敢えて決め事としては作っていない。
- ・ただ、財政的支援をするためには要綱等が必要となるので、補助金要綱だけは住民協働組織として作るという流れになっている。
- ・市全域がそういう形になることが望ましいと考えているが、全てが網羅されねばならないという捉え方で動いているものではない。

〔笠原委員〕

- ・そういうことだと話が見えてくる。
- ・今行われているのは補助金の対象としての活動なので、これを明確に位置付けた方が良いと思う。また、この条例の目玉の一つだとも思っている。
- ・総合計画案の施策体系との話になるが、例えば豊田市の場合、まちづくり条例と同等の形で総合計画がある。現在策定されている北見市の総合計画でいくと、この条例自体が施策体系の6 - に位置付けられており、奇妙な感じがする。
- ・個人的には、前回、この条例の優位性の話をしたことで解消しているが、今後、他からこの条例と総合計画の関係（逆転現象）について疑問が出されるかもしれない。
- ・活動団体、市民の活動支援組織に関しては、条項で触れていくべきだと思う。
- ・そして、単に補助金の対象の活動ではなく、きちんとした活動としていければと思う。

〔中山座長〕

- ・ということは、今の段階で特に付け加える項目はないということで良いか。

〔笠原委員〕

- ・具体的な条文となると、今の北見市の場合は全くない状況なので面倒になると思う。
- ・ここに位置付けるとなると、当然、これにぶら下がるものを要請していくということになる。

〔杉本委員〕

- ・確認だが、活動はあくまでも市民の自由意思なので、その活動の中で補助対象となるものには出すという分け方で良いか。
- ・自由意思が最前線にあって、その中に金が欲しい場合はその道もあるというスタンスでやるということか。

〔笠原委員〕

- ・補助金全体をどうするかとした場合、地域振興策は今の形でやっていると思う。それは補助金ありきの形。
- ・そうではなく、活動ありきの状態からの転換を図っていかなければならない。

〔杉本委員〕

- ・そこを確認しないと、補助金枠を持っている所だけが活動団体となってしまうから、あくまでも自由意思で活動して、その中でということではなけりばうまくない。

〔逢坂副座長〕

- ・基本的には自らの活動意識によるもので、それは誰にも妨げられるものではない。
- ・ここで議論されるのは、自由意思の流れのものだと思う。

〔杉本委員〕

- ・そっちを先にしておかないと、まずい展開になると思う。

〔笠原委員〕

- ・自由意思と言っても、それは条例の精神や目的、意義に沿った形での意思でなければならぬ。

〔水口委員〕

- ・項目検討シート欄の(17)市民自治組織とは、町内会的なことを指しているのか。

〔逢坂副座長〕

- ・個人的な意見としては、項目検討シート（第8回資料）の中で、同じものとして解釈している。

〔水口委員〕

- ・だとすると、(17)には市民自治推進組織・評価だけで「支援」が入っていない。
- ・支援が入っていないことは問題である。きちんと明示すべき。

〔笠原委員〕

- ・(16)と(17)に関しては、(17)の意味が理解できない。これは一本で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・自分も第8回資料の回答で一本化すべきとの考え方で答えている。まとめてしまってもよいのではないか。

〔高橋委員〕

- ・活動団体とは、勝手にやっている組織を指しているのか、行政的に息がかかって発足しているものを指しているのか。

〔笠原委員〕

- ・それを話すと長くなりそうだが、あくまでも「活動を促進する」だとか、「活動を支援する」といった内容が表現されれば良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・こうして分けられていると、(16)は勝手なもので、(17)は行政に意図的に作られたものかなと感じた。そういう分け方でないなら一本化した方が良い。

〔笠原委員〕

- ・この項目が「市民」の大区分に入っているということは、あくまでも市民の活動であり、市民と行政の関わりの活動はどこでやるのかということも考えなければならない。
- ・今の段階では、活動団体を法人化するような形で置いてあるので、置く場所（大区分）はここにしておいて、二つをまとめるということはどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・町内会は法律用語でない。法律的にいけば純粋な市民活動になるが、それが自主的な活動をしているから、行政側が補助金などを出しているというスタンスだと思う。
- ・自治会という名称でも地域自治などに持ち込めないと思う。法律的なスタンスでは一般のNPOと同じく市民活動として見るべきではないか。

〔中山座長〕

- ・特に(17)が分かり難いので、こちらを消すということで良いか。

〔高橋委員〕

- ・まちづくり協議会は、大区分ではどこに入るものなのか。

〔笠原委員〕

- ・それは市長の諮問機関で、市の執行機関になるので、「5．行政」の区分になる。

〔高橋委員〕

- ・では、自治連合会もそうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政に直接ぶら下がる審議会などのような機関ではない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・住民組織と言えないかもしれないが、法律に規定されたものとして民生委員などがあるが、条例で組織を設けている場合もある。また、全く任意のものもある。
- ・住民組織で言うと、法的なものも含め根拠はさまざまだろうと解釈している。
- ・そういう意味では、ここでの住民活動団体は全てを含んだものなので、細かい定義はできないと思う。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・先ほど、(17)市民自治推進組織とはどういうものかとの話があったが、項目検討シートの項目は他市の先行条例を参考に拾い出したもの。
- ・札幌市や苫小牧市の条例で規定しているが、この条例に沿った形でまちづくりが進められているかを検証する住民組織を設置するといった意味合いの項目である。
- ・したがって、この項目を置く場所（大区分）がまずかったのかもしれない。その他の中にある「条例の見直し」などと同じ場所に置かれるものかもしれない。実際に札幌や苫小牧は、その位置に規定している。

〔中山座長〕

- ・市民の活動が市民による組織に評価されるということか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・市民の活動だけではなく市政も含めて、まちづくり条例に沿った形で進められているかということを検証するもの。

〔高橋委員〕

- ・条例に対してか、市民活動に対してか。

〔杉本委員〕

- ・金が動いた部分ではないか。金が動いた先のことはチェックしなければならない。市のチェックにはオンブズマンがいて、市民側のチェックにはこの組織があっても当然かと思う。

〔笠原委員〕

- ・自分の私案を見てみると、今の説明のように市民自治が推進されているか監視する委員会を設置することを書いていた。
- ・この内容だと先ほどの議論とは全く意味が違うものになる。置く場所は違うが。

〔中山座長〕

- ・杉本委員から出された、金が絡むものとそうでないものの分けはどうか。

〔杉本委員〕

- ・しなければならない。金が絡めば評価しても良いが、それ以外の市民活動は自由意思でやっているのだから、それを格付けされるのは堪らない。

〔中山座長〕

- ・札幌市などの場合は、金に関することは書かれているのか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・自治基本条例自体の中には、金に関する記述は一切ない。

〔事務局～企画課長〕

- ・多分、ここで想定しているのは、個々の団体の活動をチェックすることではなく、例えば、住民投票条例を制定すると謳っていて、そうした取り組みがきちんとなされているかなどチェックする、条例上の進行管理をする組織だと思う。

〔杉本委員〕

- ・例えば、自治会役員に対する報酬など、自治会に対する金の動きが自治区によってバラつきがある。それぞれ自治会が独立しているから分からない状況だが、そういった金が流れる所について、妥当かどうかをチェックする機関は必要。
- ・市民活動側を視るオンブズマン的な意味で、このことを置いても良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・みんな解釈を間違っていたようだが、札幌市の場合はこのことを謳っている第8章は、「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し」という表題になっている。

〔笠原委員〕

- ・そういう意味であれば外すわけにはいかない。
- ・置く場所は、市町村によって違うと思うが「8.その他」の条例の見直し時期のあたりに変えてはどうか。

〔複数の委員〕

- ・今の段階では「7. 市政の・・・」(34)オンブズマンの下に位置付けて、検討した中で8に移すことも考えたほうが良いと思う。

〔中山座長〕

- ・大区分の7、(34)と(35)の間に位置付けて、今後の協議によって変更もあり得るということにしたい。
- ・その他、コミュニティというのは必要だろうか。市民活動がNPOなどを含むものだとしたら、同じ目的を持った人が集まるという面ではコミュニティも同じではないか。

〔杉本委員〕

- ・地縁コミュニティなのかサークルコミュニティなのかで全然性格が異なる。
- ・ここに出てくるとなると、これが自治会（町内会）のような雰囲気ではないか。活動しなくても、存在するだけでつながりができてしまうようなものではないか。
- ・災害時などの場合には最後にこのコミュニティが利いてくるのだと思うので、そういう面では残すべきものだと思う。

〔高橋委員〕

- ・市民参加がきちんと機能したら必要なくなると思うが、そうなっていない間は必要。

〔逢坂副座長〕

- ・北見自治区以外は中身の濃い活動がされているが、北見自治区は変に都市化していてこの辺が上手く機能していない。北見自治区こそ、町内会活動を含めたコミュニティは必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・自分の検討シートでの回答を見ると、コミュニティには反対している。その理由は井上委員と全く同じで、井上委員から意見を伺いたい。

〔井上委員〕

- ・コミュニティという言葉自体、この会議の中でも捉え方が違う。最高条例を決める中では紛らわしいと思った。

〔杉本委員〕

- ・小区分に活動団体とコミュニティが挙がっているが、活動しているのは活動団体だが、活動しなくても存在するだけで、顔を合わせなくても、誰が住んでいるか知らなくても、距離が近ければ一心同体のような関係付けがコミュニティとされていると思う。
- ・希薄だが、これを抜きにすることはできないのではないか。でなければ、一生懸命努力しなければならないという定義ができてしまう。それは都市化された北見では無理だろう。関係なくてもこのゾーンはみんな一緒という枠が必要ではないか。

〔井上委員〕

- ・使っても良いけれど、使う場合はきちんとした定義付けをするべき。

〔杉本委員〕

- ・単純に考えて、「このゾーンに居る人」と言い切って良い気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・この会議もひとつのコミュニティである。

- ・神原教授は「こんな曖昧な言葉は使うべきでない」と言っていたが、ここは認識をきちんとした形で前に進める必要がある。
- ・今は、項目を残すかどうかという議論なので、項目としては残しておいて、内容を掘り下げる段階でどうするかを決めても良いのではないか。

〔井上委員〕

- ・残す場合、活動団体との違いは何かを共通理解しておかないと混乱するのではないか。

〔笠原委員〕

- ・地縁そのものを市民活動に入れなければ、抜け落ちる可能性がある。例えば独居老人が亡くなった場合、それは組織に含まれるのかという話になる。本人の意思に関係なくこの空間に居るだけで明確な組織にすることは難しいが、その意識を残さないと、これまで議論してきた精神が薄れる。
- ・コミュニティという言葉が良くないのかもしれないが、地域内でのお互いという部分が市民活動に含まれなければまずい。

〔杉本委員〕

- ・後で考えるにしても、コミュニティという言葉はやはり曖昧だ。

〔中山座長〕

- ・この項目は残して、個別項目のキーワード等の議論の際に定義付けを含めた話をする。
- ・あと、権利責務に関して、項目検討シートには市民から事業者まで分けているが、この点はどうか。

〔笠原委員〕

- ・「事業者の責務」というのは、環境破壊や景観などにもきちんと配慮してもらいたいという程度になるだろうが、やはり入れたほうが良い。
- ・「こどもの権利」は総合計画にも載っているが、これは触れるべきだろうか。
- ・項目検討シートの委員提案でも、子育てや青少年育成、歴史文化を継承するということが挙げられているが、高齢者が北見に住みたいというのと同時に子どもが希望をもって生活できるような指針を入れたほうが良いのか。
- ・子どもの権利までを言うと住民投票にも関わってくるが、子どもも主体だというレベルに収めるのかということは今後の議論だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・定義の部分で、「市民」は事業者も含めた大きな括りとしている。
- ・「市民の権利」の次に「事業者の責務」となると、市民の一部だけが取り上げられる形になるので、個別協議の際にはその辺も考慮しながら進めてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・資料3追加分の総合計画の施策体系で青字の部分「市民参画の促進」とあるが、政策決定に関わって、男女や子どもということが出てくる。
- ・今回の総合計画に対する評価はさまざまだが、目玉がない分、網羅的になっているので、この条例ではこれに含まれていることは漏らさない方が良いと思う。
- ・この条例と総合計画とは別物だが、先に出されている総合計画に載っているものが条例で触れていないのは如何なものかという話になる。

- ・今の流れからいけば、女性参画や子どもの意見などをどう尊重していくかだと思う。
- ・子どもの権利というより意見ということだと思うので、意見表明のところで謳うことにするのか、ここで書くのか、どちらかだと思う。

〔井上委員〕

- ・小児看護をやっているので、敢えて言いたいが、これは「こどもの権利条約」である。
- ・「こどもの権利条約」自体あまり知られていないが、札幌市などはそれ単体で立ち上がって評価するような形になっている。
- ・もちろん市民の中に入っているが、子どもが権利の主体だということが1994年に日本でも批准された。虐待など、子どもを取り巻く環境を考えると「こどもの権利条約」は必要と考える。
- ・ただ、住民投票との関連や、事業者の取り扱いなどとのバランスは考えなければならないと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここでは「こどもの権利等」となっているが、先進14市の条例の中で3市が子どもについて触れている。
- ・札幌市は「青少年やこどものまちづくりへの参加」、平塚市は「こどものまちづくりへの関わり」というタイトルになっている。子ども達も自治を担っていく一員だという定義をしている。権利という言葉を使うかどうかになるが、他市は違う言い回しで表現している。

〔笠原委員〕

- ・人権尊重も総合計画に載っているが、条例の項目検討シートにはなかった。そのこともまずいのかなと感じている。
- ・総合計画策定にあたって、中高生にアンケートを実施しており、市政に関わる意見表明などは、形の上で保障されているが、より積極的な意味を持たせることが必要。

〔杉本委員〕

- ・人権について、ここの市民の中に子どもと事業者が挙げられ、そこに女性も加わるかもしれないが、そこをピックアップして再定義するようなことはおかしいのではないか。
- ・権利と責務という項目であれば、人権を守る（監視する）というチェック機能を定義して、そこに「子どもなどの場合はこのように尊重する」という書き方になるのでは。
- ・権利と責務と監視が保障され、その中に子どもや女性、事業者など漏れそうな所をポイントとしてやっていくということではないか。

〔笠原委員〕

- ・総合計画でも触れているが、DV（ドメスティックバイオレンス）のようなものを市としてきちんと保護しようという宣言だと思う。

〔中山座長〕

- ・子どもについては、札幌や平塚とは異なり、人権等に主眼を置いた内容になるのか。

〔杉本委員〕

- ・人権をしっかり謳い、それに従って他のものができていくのではないか。この条例のどこかで謳わないとまずいかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・子どもや女性を弱者と言うのは失礼だが、そういう立場の人の権利イコールそうでない人の責務という意味だと思う。とすると、未来に向かって子どもの意見を聞いて活かしていくということになると思う。

〔杉本委員〕

- ・大区分で「市民」とあって、権利・責務というと、まちづくりに関しての権利や責務ばかりでなく、道徳的な面を出すのもここではないか。

〔高橋委員〕

- ・子どもだけで良いのか。先ほど出た女性や障がい者などいろいろ出てくると思うが。

〔杉本委員〕

- ・権利と責務は、真面目にやろうよということ。

〔笠原委員〕

- ・福祉の部分と、ここでいうDVの部分は質が違う。
- ・DVの部分は、市民が安全で安心して生活するという目的のために特別に保護することが必要で、子どもや女性の生存権など最低限のところを保障することになる。
- ・意見表明はプラスの部分だが、マイナスの部分を少なくしていくことを考えないと、市民活動支援と同列でやるのはまずい。

〔中山座長〕

- ・今の話に関連するので意見を求めるが、第18回資料4の2Pに委員提案事項があり、そこに「Ⅰ福祉」「Ⅱ高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり」があるが、これらは入れるべきだろうか。入れるなら、どこに入るのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・条例の構造から考えると、この段階で個別事例に触れるべきではない。
- ・大項目で目的というレベルでいくべき。その後、子どもや女性などの対策など具体的なことは大区分の7などに入ってくるのではないか。
- ・今のところは、北見市民はそれぞれの人権を守って頑張りましょうといった市民憲章のようなレベルではないか。

〔井上委員〕

- ・市民の中には子どもも事業者も入っているが、敢えてピックアップした方が「市民」という大区分を説明しやすいという意味で入れているのではないか。
- ・子どもも事業者も「市民」に入っているのは大前提だが、内容を少し変えながら「市民」が分かりやすく伝えるために書いてある。その程度の意味合いで良いのではないか。

〔水口委員〕

- ・子どもの権利に直接関係しないかもしれないが、北見は昔から離婚率が全国的に高く、最近のデータでは、結婚件数の56%の離婚件数である。ということは、母子・父子家庭が多いということ。
- ・そういうことから考えると、北見市には「こどもの権利条約」は重要性が高いのかもしれない。
- ・そういう要素があることを頭に入れて考える必要があるのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・かなり各論に近い話にもなっているが、一旦まとめる。

【大区分「市民」について】

- ・項目検討シートの項目のうち、「(17)市民自治組織・評価」は、大区分7の(35)の前に移動
- ・その他の項目は、今の時点では残し、内容検討段階で再度確認する。
- ・「(14)こどもの権利等」は人権を保護することからも重要
- ・「(15)事業者の責務等」は、環境保護、景観保全のためにも必要
- ・「(18)コミュニティ」は、きちんとした定義付けが必要

「行政（執行機関）」について

〔中山座長〕

- ・次に、大区分の「行政」について、活発な議論をいただきたい。
- ・笠原委員作成の資料では「出資団体」に網掛けがされているが、この意味は。

〔笠原委員〕

- ・私案で触れていなかったが、これは監査対象にしなければならないと思った。
- ・場所は、大区分7になるかもしれないが、外すことはまずいと思う。
- ・今回の資料2に「北見市財政状況の公表に関する条例」が載っているが、ここには出資団体は入っていないのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・これは、市の財政状況に関することなので、出資団体は対象外である。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・市が出資する団体については、自治法上で規定されるものもある。
- ・例えば、50%を超えるものは議会に経営状況の報告をしなければならない。
- ・その他に、民間企業に出資していたり、公共的団体に出資に関する権利を有している。

〔笠原委員〕

- ・それ以上詳しい話は分からないが、25%以上は監査対象となっているだろうから、これは残しておかなければならない。

〔杉本委員〕

- ・透明性を持たせるためには、何らかの形で残しておくことになるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・前にも話したが、「(23)行政運営・手続等」に関わり、北見市事務取扱規程は見直すべきである。
- ・その他、市職員に対する恐喝や公益通報についても、職員を守ることと透明性を確保する点から必要である。
- ・財政健全化と行政評価については、外部といえば外部だが、この条例ができてから見直しが必要だと考える。

〔中山座長〕

- ・言葉の確認だが、行政評価と政策評価の違いは何か。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政評価の中に政策評価があるというイメージ。
- ・今やっている行政評価は事務事業評価で、個々の事業を評価している。それを体系的にまとめて評価するのが政策評価や施策評価といわれるもので、事務事業評価より先に進んだもの。
- ・それらの総体が行政評価となる。

〔水口委員〕

- ・行政評価の言葉に検証や追跡は必要ではないだろうか。
- ・最近の行政には、この点が欠けている。評価はしているがその先が甘い。
- ・どこまで踏み込むかが難しいことは承知しているが、追跡、検証をやっていないことによる弊害も発生している。
- ・これをしないと、市民の行政への信頼は改善されない。
- ・それを担うのがオンブズマンなのか、別の組織になるのか、いずれにしても、ここに踏み込むことは今回のポイントにしてもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・「(20)市職員の役割・責務」とあるが、市職員を評価することはできないだろうか。真面目にやっている職員は評価しても良いと思うが、すべてがマイナス採点のようになっていて可愛そう。
- ・信賞必罰の原則からいけば、マイナスばかりの点は何とかならないだろうか。
- ・職員の評価をするのは上司しかいないだろうか、市民からも「あいつは頑張っている」という声が届くシステムがあると働き甲斐があるのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・職員の役割と責務に関して、職員の心構え的なものと就業規則的なものがあると思う。
- ・民間企業では成績評価が行われているが、行政の中ではどの辺まで行われているのだろうか。もし行われていないなら、今話があったように信賞必罰の原則で組織の掟が必要ではないか。

〔杉本委員〕

- ・そういう基盤がなければ、公益通報なども機能しない。
- ・本来、内部評価がきちんとできれば外部評価は不要。内部評価ができている職場は働き甲斐があり、公益通報もその流れのひとつだと思う。公益通報単独では成り立たない。

〔中山座長〕

- ・市長や市職員の役割や責務について、その辺の話は個別検討の際に再度触れていくが、タイトル自体も変更してはということか。

〔笠原委員〕

- ・市長と市職員は全く違う。
- ・職員の人事評価についてより、市の運営が透明性と公平性を遵守することで、もし、組織的に何かあった場合に公益通報した者が守られる形にしていくことだと思う。

〔中山座長〕

- ・ということは、職員の評価等はタイトルに載せず各論で話していくことにする。
- ・水口委員から出された、行政評価に関してはどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・行政評価は、自己評価の要素と第三者の目で評価するという二つの要素があると思う。
- ・今回の資料5の中で「PDCA」のことがいわれているが、評価だけでは意味がなく、きちんと検証して反省を踏まえて次に進むことが大切。

〔水口委員〕

- ・項目の言葉は分からないが、意とすることは評価の後に検証、追跡が必要。そうしないと行政のことが市民に見えない。それがないと行政評価も施策評価もできない。
- ・今回の資料にも外部評価の内容が書いてあるが、その後どうしたのかまでは出てこない。

〔中山座長〕

- ・神原教授の本（私案）にも「政策評価市民委員会」を設置するというのがある。イメージとしてはこのようなものかと思う。
- ・項目名称も決定ではないので、何らかの形で検討していく。

〔杉本委員〕

- ・行政評価というより、評価システムとして捉えていくのではないか。

〔笠原委員〕

- ・最近の行政評価の場合、数値目標を掲げて進捗度を出すようになっている。
- ・外部の市民団体が作ったとしても、数値目標がなければ評価は難しいと思う。
- ・あくまでも市が主体となって、中長期的な行財政改革計画を数値目標をもって立てて、その基準を表に出していくことで、市民にも分かりやすくサイクルが機能する。

〔杉本委員〕

- ・各部署で明確な評価システムを持つということではないか。

〔笠原委員〕

- ・部署では無理、全体でやっていかなければ。大津市などは凄まじい評価をしている。

〔杉本委員〕

- ・PDCAとっているが、最初のハードルをかなり低く設定している傾向にある。

〔笠原委員〕

- ・基準をつくった時に、どうやって推進していくかによって積極性の度合いが分かる。
- ・そうしないと、最終的に、この条例の設置目的のひとつでもある行財政改革が進まないことになる。

〔事務局～企画課長〕

- ・水口委員から出された行政評価について、札幌市の条例を見ると、行政評価という項目の中で、制度を設けることの他に外部評価、結果公表、見直しまでを位置付けている。
- ・行政評価という項目でも、最終的にどこまで謳うかを整理していけば良いものだと思う。

〔笠原委員〕

- ・行政評価は総合計画と直接関わりが出てくる。
- ・総合計画も事業が出てきた段階で数値目標を掲げなければならない。

〔中山座長〕

- ・神原私案にも「総合計画をはじめとする諸計画は、これらが政策評価において最も重要な政策の検証基準になることを、あらかじめ想定して策定されなければならない」とある。まさにこの辺りのことだと思う。
- ・その他、何かないか。

〔逢坂副座長〕

- ・大区分7のその他にある「(42)政策法務・法令順守」は、大区分5に移して議論しても良いのではないか。
- ・行政評価にしても政策立案にしても、法令をどう守ってもらうかということがあるので、守る法令を含めて職員の役割や責務を考えてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・談合した際に違約金条項を入れていないだけで金が取れないということがある。その一項目が有るか無いかで裁判になるようなことをされると、非常に無駄が生じる。そういうところもきちんとやっておくべき。
- ・強要、脅迫となると職員としても苦しいだろうから、そういうことはお互いにならないようにすることが、結果として職員を守ることと透明化につながる。

〔杉本委員〕

- ・「(42)政策法務・法令順守」は、方法論的なものなので目的のところには入れないほうが良いのではないか。大区分5は心構えのようなことが並んでいて、法務や法令順守は当たり前なことなので、敢えて大区分5で謳うのも変な気がする。
- ・法令順守は簡単に言えば、法律を守りましょうということで、それを行政のところで謳うのだろうか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・我々公務員は法令に基づいて行政を行う。法令を順守することは当然の責務で地方公務員法にも書いてある。
- ・そのことを踏まえた上で、この条例の中で何を訴えていくのかということが、個人的には見えないという印象がある。

〔杉本委員〕

- ・その他のところに法令順守があって、違反した者にはこういう罰があるということを書くのではないかと考えている。

〔事務局～企画課長〕

- ・豊田市の条例では法令遵守について、「民主的な市政経営を実現するため、別に条例を定めるところにより、法令遵守体制を構築します。」となっている。
- ・これは、市政経営の基本事項という章に、行政評価や財政運営などとともに位置付けられている。

〔杉本委員〕

- ・いかようにもできるが、この条例はみんなが和やかに暮らせるための条例であれば、ここで罰則などを上乘せしなくても信頼関係の下にやっていけばよい。だけど、信賞必罰として条例の後段できっちりと決まっているという方が良いのではないか。

- ・結局は甘え。法令順守せずに交通違反をしている者もいるようだが、規範とならなければならぬ。その辺の規定は、北見独自に設けても良いわけだから、そういったことを(42)でやるのかと思っていた。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・個人的な意見になるが、先進事例で言っているのは「法令は順守する。それを守らせるような規定を設ける」というのは、例えば、交通三悪に対しては訓令と言う処分があるが、酒酔い運転は懲戒免職とするなど、より重い分限懲戒を設けている。
- ・分限懲戒処分を設ける条例等をつくることは可能なので、そういったものをまちづくり条例として求めるといった意味合いだろうということは想像できる。

〔杉本委員〕

- ・例えば、「談合した場合は10年間入札を禁止する」といったものを作ることができる。職員のことだけでなく、法律を順守することは色々な場面で出てくるので、それらをすべてまとめて(42)でやらなければならない。
- ・行政ばかりチェックしても駄目。

〔井上委員〕

- ・この条例の全体構造を考えた場合、前文、目的、基本理念、基本原則、そして市民の権利、行政と議会の権利責務ときているが、それを見直したりすることは別のグループにしておいた方が構造的にスッキリする気がする。

〔笠原委員〕

- ・この条例自体が市民に対して公正公平な透明性のある運営をしてもらうことで、その主体は行政の執行機関になる。執行機関に対して市民側から要請するという趣旨のはず。
- ・個々の職員の非行行為などの話ではなく、この条例上は、行政組織や職員のやっていることが市民に見える形にすることが目的で、信賞必罰の話は別のことではないか。

〔杉本委員〕

- ・確かに、市役所は、この条例の中で一番のターゲットになり易い。

〔笠原委員〕

- ・この中でまちづくりの主体を考えると、市民で、執行機関とは市長、議会とわざわざ謳っている。市民主体だが、同様に行政執行機関に対しても要請してあげた方が良いのかなということ。

〔杉本委員〕

- ・市民にも結構やんちゃな人もいる。

〔笠原委員〕

- ・そういった不当要求についても、市職員がそれを守ってあげないと可愛そう。

〔高橋委員〕

- ・結果として、事務処理が増えてしまうことは良くないと思う。何でも決めると証拠を残さなければならないなど、どんどん増えていく。

〔中山座長〕

- ・今の話だと、法令順守や法務に関しては行政のことではなく、外にも言った方がいいということか。

- ・ここで、大区分の「5．行政（執行機関）」を一旦まとめる。

【大区分「行政（執行機関）」について】

- ・項目として「公益通報」を追加する。
- ・(25)行政評価に関しては、検証や改善するということが出されたが、個別内容の検討段階で協議する。

「議会」について

〔中山座長〕

- ・議会については、議会の役割・責務と議員の役割・責務の2項目となっているが、これについて意見等はないか。

〔杉本委員〕

- ・権利と責務の他に「使命」を入れてほしい。使命感を忘れている議員が居るようなので。
- ・責務となっているが、責任感といった目的を失ってやっている所が見えるので、単純に権利と責務だけでは駄目ではないか。

〔高橋委員〕

- ・それも議員の権利のような気がする。そういうことをやって欲しくて票を入れている人もいる。

〔杉本委員〕

- ・使命ぐらいまでは入れても良いのではないか。そういう人たちのための使命感として。

〔笠原委員〕

- ・それで、最近は栗山町のように議会基本条例を制定する動きがある。
- ・市側も公平性や透明性をもっていく場合に、直接市民からでなくても議員からの要求に対して逆に質問ができるような形。
- ・役割責務というより、議会としての自己改善するような方策も考えて欲しい程度か。

〔杉本委員〕

- ・栗山町の場合、直接請求の請願などが出てきた時、議会への提案として積極的に取り入れるようにしている。
- ・議会提案や市側の提案としてやっているが、その辺の所まで議会は使命感を持って栗山町議会条例はつくられている。
- ・その辺のカラーは、後発だから議会に関しては言ってみたい。

〔水口委員〕

- ・どこかで議会を評価しなければならないかもしれない。
- ・今は投票でしかないが、議員の評価をする別組織があれば良いのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・役割責務と別に明示するかどうかは、各論の中で整理していきたい。

〔杉本委員〕

- ・議会に関して真面目に議論するには、今日の時間だけでは足りないと思う。

〔笠原委員〕

- ・次回選挙は自治区ごとの選挙区がなくなるので、それを想定しながら議会や議員の役割責務を考えていかなければならない。

〔事務局～企画課長〕

- ・盛り込む項目は個別にやっていくので、今の段階では、項目としてどうかという確認がされれば良い。

〔杉本委員〕

- ・権利と責務の他に、議会の中にも住民自治の行為として直接請求が盛り込まれるので、それを議会の項目に入れるべき。そこに参加するのは議員だけではない。

〔中山座長〕

- ・神原私案に「議会の市民参加」というのがある。それを加えた方が良いかもしれない。
- ・「(29)議員の役割・責務等」に続けて「議会の情報公開」と「議会の市民参加」を加える。

〔笠原委員〕

- ・議会と議員ともに情報や活動を市民に公表するようにしなければならず、それが、原則の一部分（情報共有の原則）になっている。
- ・それから、議会と理事者側は緊張関係を保つことが必要。

〔杉本委員〕

- ・それはある。事前に質問を流さないで一問一答でやるべき。

〔逢坂副座長〕

- ・議員も政策立案能力を研究してもらいたい気がする。

〔笠原委員〕

- ・自治法に市町村議会の権限があるので、それ以上は無理なはず。あくまでも監視とけんせいのレベル。

〔事務局～企画課長〕

- ・議会の議決を得なければならない案件は、通常は市長が議案の提出者になるが、市長でも提出できないものが議会には存在する。そこは、法の定めにしたがった手続きの中で動かざるを得ない。
- ・それに対して、条例で上乗せすることもできない。

〔逢坂副座長〕

- ・各論の議論をする際、栗山町の議会基本条例を資料として事務局に用意させてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・ただ、それはここで決めることではなく議員が決めることなので、そういうように提案をするという話しかできない。

〔事務局～企画課長〕

- ・議会を動かすために会議規則などの決まりを作っているが、それは市長が提案できるものではなく、議員がやることとされている。

〔中山座長〕

- ・議会に関しての、取りあえずのまとめをする。

【大区分「議会」について】

- ・項目として「議会の情報公開」、「議会への市民参加」、「議会と市長等との関係」を追加する

「市政運営の仕組み・制度」について

〔中山座長〕

- ・続いて、大区分7の市政運営の仕組みと制度を見ていきたい。

〔笠原委員〕

- ・北見市には公文書の規定はあるのか。札幌市には「公文書管理規則」がある。
- ・今の段階の作業ではないが、「北見市情報公開条例」には公文書という表現があるが、「北見市事務取扱規程」にはなかったと思うので、そういった文言整理を含めて法令整理をしてもらう必要がある。
- ・この場で話しても直接関わることはないが、電磁的な記録等についても情報公開が可能なように整備する必要があると思う。

〔中山座長〕

- ・今の話は、「(30)情報共有・公開」の項目に入るものなのか。

〔笠原委員〕

- ・ここは、原則の細則になるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・その中の運営か何かになるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・情報に関しては、同じことでも接続詞を変えたり順序を変えるだけで意味が通らなくなったりするので、そのものは、ただ出せば良いという形でいくのか、ある程度整理して出すのかをここで決めておくべきなのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・基本的にはそのまま出すことになるのではないか。それが正しいかどうか判断するのは受け手側の問題ではないか。

〔高橋委員〕

- ・このことは住民投票につながる。出せる側に有利に展開することになると住民投票は成り立たなくなる。
- ・そのまま出して良いのかということがある。

〔逢坂副座長〕

- ・基本的にはそのまま出すことだろう。そこでフィルターにかけるのは良くない。

〔水口委員〕

- ・情報公開の裏返しになるが、情報の保護（保存）、文書管理について、北見市の文書管理は非常にずさんだと感じている。
- ・市史編さんに携わっているが、古い書類がどんどんなくなっている。
- ・歴史に限らず基本的な文書もどこまで管理保存するのかが見えてこない。

- ・文書を保存する場所がないと聞いているが、大事な資料をどう保存するかを明確にしなければならない。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務取扱規程の中で文書保存年限を定めているが、それがそのとおりに扱われているかということだと思う。

〔杉本委員〕

- ・それぞれの旧市町で管理状態も違っただろうし、人事異動等で書類の存在そのものも分からなくなっている状況になっているのではないか。
- ・人が少なくなっている総合支所では混乱している。

〔逢坂副座長〕

- ・情報の整理、保管の仕組みが大切だと思う。
- ・それは、この情報共有・公開で検討することとして、その際の資料としては二セコ町のまちづくり基本条例で、これはファイリングシステムまで書かれている。
- ・「情報共有・公開」に「管理・保存」を加えて考えてはどうか。

〔井上委員〕

- ・小区分で「情報共有」があって、個別項目として公開や共有とした方が整理できるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・歴史的や文化的なものは情報には含まれないのでは。ここで言う情報とは市政に関するものであって、歴史文化的価値のものは、まちの財産として受け継ぐものとして別に定めるべきではないか。
- ・データとカルチャーは別なもの。

〔杉本委員〕

- ・「(30)情報共有・公開」という開く側のものとして、「(31)個人情報保護」をしまうものとすれば良いのだろうか。(30)に個人情報もすべて含めても良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・個人情報には既に関連条例があるので、独立させた方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・情報の共有、公開、管理は一緒くたにできるだろうか。

〔杉本委員〕

- ・逆に、ひとつのものとして管理しなければ、担当者を分けてしまえば終わってしまう。

〔笠原委員〕

- ・中央図書館設立の元々の目的は、散逸している資料を集約するということである。

〔井上委員〕

- ・言葉に拘るようだが、前に基本原則で「情報の共有」としているが、そことの関連はどう整理していくのか。

〔逢坂副座長〕

- ・大区分7には(9)を入れないで、情報共有にして(30)(31)を活かすということはどうだろうか。技術的な問題になるが。

〔杉本委員〕

- ・原則の部分を情報共有だけにしているというのか。

〔逢坂副座長〕

- ・検討項目シートの部分は、(30)を優先する。

〔杉本委員〕

- ・原則の部分から情報がカットされたらまずいのではないのか。

〔逢坂副座長〕

- ・カットするのではなく、「3.原則」の「情報共有」の「(9)情報共有・公開等」の部分を(30)を優先させるということ。(9)の「情報共有」を白紙にして、²²で(30)を活かすということ。

〔杉本委員〕

- ・市民が判断するためには情報は絶対必要だから、原則に「情報共有」は絶対抜けない。

〔井上委員〕

- ・これは抜かさない。抜かさずに²²を情報共有にして(30)を活かす。そして個人情報とは別にするという事。

〔逢坂副座長〕

- ・原則の中では細目の検討はせずに、細目は7のまちづくりの仕組みのところ²²を「情報共有」として「(30)情報共有・公開」で議論していくということ。

〔笠原委員〕

- ・それは主体が違う。ここで言っている情報公開というのは、市政運営の仕組み制度のことなので、行政が持っている情報を公開するということになる。
- ・もちろん市民が持っている情報もあるが、先ず市が持っている情報を公開するということが順番である。いきなり情報共有ということにはならないと思う。

〔井上委員〕

- ・基本原則で言っていることが下りてきてというように思っていたが、別個のものと考えていいのか。

〔笠原委員〕

- ・情報共有のためには、先ず情報公開があるという発想。

〔逢坂副座長〕

- ・それで、(30)でまた「共有」ということになるのか。
- ・話が重複するので、スッキリした議論をしたほうが良いのではないのか。

〔高橋委員〕

- ・個人情報保護は、市民の権利などのほうに位置付けられるのではないのか。
- ・法律に定めがあることは改めて規定する必要はないと思っている。

〔杉本委員〕

- ・個人情報を保護するというのは、漏洩するからであって、技術的に確立できなかったから、きちんとやれということ。これを目的にしているわけではない。
- ・この条例で決めることは、市役所の対応のために個人情報保護条例を決めるのか、市民活動団体などまでを規定するのかということだと思う。これは対役所だけのことなのか。

〔高橋委員〕

- ・大区分7に位置付けているので、市の話だけではないか。

〔井上委員〕

- ・市政を提供する立場である情報に関してということであれば、流れの中で整理しておいた方が良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・要するに(30)に「共有」が入るか入らないかという話なのか。
- ・情報公開と個人情報保護に関しては法律もあり、市もそれに基づいて条例を制定しているので、それを前提に公開することを謳うのだが、項目検討シートの(30)に「共有」とあるから引っ掛かっているのだろうと思う。
- ・既存の情報公開や個人情報保護の条例がまちづくり条例から見てどのレベルなのかという判断になる。
- ・実際には、条文の看板にするかしないかだけのことなので、「共有」を抜けば話が進むのではないか。ここに拘る必要はあまりないと思う。

〔井上委員〕

- ・小区分だけでもきちんと作っておいた方が良いということだったので、言葉を大事にして整合性を図った方が良いのかと思って確認しただけ。

〔中山座長〕

- ・結局、(9)はこのままで良いか。

〔笠原委員〕

- ・原則と(30)では意味が違う。

〔杉本委員〕

- ・原則の に関しては、公益情報を共有するという意味。

〔中山座長〕

- ・いずれにしても必要だということは分かったので、タイトルなどは各項目の検討の中で詰めていきたい。

〔笠原委員〕

- ・北見市の場合、情報公開に関する規定も議会や監査など分かれているので、一本化していけるような形に整理できれば良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・実際に、この条例で謳えることは、情報をきちんと手早く公開するという程度になる。

〔笠原委員〕

- ・公文書のことについて、組織内でこれは公文書の扱いだということになっているかどうかということ。

〔中山座長〕

- ・そのことについて「情報の管理・保存」という項目を新たに起こすか「説明責任・応答責任」の中に入れてしまうか。

〔笠原委員〕

- ・むしろ「5．行政」の「行政運営・手続等」になるのではないか。

〔井上委員〕

- ・22から31の項目を見ると、「22 情報公開」と「27 説明責任・応答責任」「26 住民投票」などがひと括りになる気がする。それと「23 自治区運営」は別な色合いなので、22に関連することをまとめられないだろうか。

〔中山座長〕

- ・今は、小区分ではなく項目検討シートの欄を中心に話をしたいと思っている。

〔井上委員〕

- ・それにしても、ある程度の固まりになっていないので、小区分の位置を入れ替えたら議論がし易くなるのではないか。
- ・原則と連動させて個別項目を考えてはどうか。

〔中山座長〕

- ・最初に説明したが、小区分と条例項目検討シートの欄があるが、検討項目シートの方がより細かいのでそちらを基に今日の議論を進めることとした。

〔杉本委員〕

- ・検討する項目が落ちないように、検討項目シートを基にやっているということ。

〔中山座長〕

- ・委員提案事項の中に環境に関することが挙がっているが、これは市政運営の中に環境保護に関して入れるべきだろうか。

〔笠原委員〕

- ・この辺は、前文に盛り込むものではないか。
- ・先に言われた歴史性や文化性の部分については、引き継ぐべき財産なので、合併したという理由もあることから、資料が飛散しない形でまとめておく必要がある。
- ・本来であれば、この条例に直接関係はしてこないと思うが、共有の歴史の上に生活していくわけで、ある意味ではまちづくりのベースになってくると思う。

〔杉本委員〕

- ・前文に留めておかないと逃げが効かなくなる。

〔中山座長〕

- ・環境は重要なことだと思う。
- ・先日、道内の気温上昇についての話を聞いたが、札幌は20年間で2℃上昇しており、これは明らかな環境破壊になっている。
- ・そうなのは遅いので、北見市は今後どうなるか分からないが、できる限り早めに手を打つ活動をする必要があると感じている。
- ・前文の中で謳っていくことにしたい。

〔笠原委員〕

- ・そうした懸念があるなら、その他の項目で「それぞれの歴史文化を大事にすると同時に自然環境の保全に努める」というようなことを書いても良い。
- ・ここで触れたからといって何らかのアクションが増えるわけでもない。
- ・既に環境基本条例もある。その前文はかなり格調高いものになっている。

【大区分「市政運営の仕組み・制度」について】

- ・現時点では、検討項目シートの項目の加除はなし。
- ・情報の共有や公開について原則との関わり（書き方）は、個別項目の検討でさらに協議する。
- ・公文書の取り扱い（保管等を含め）については、大区分「行政」で検討するが、制度等を整備する必要がある。

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は今日の続きとして「その他」の部分を検討した後、各項目のキーワードの洗い出し作業を行っていく。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・次回は8月28日（木）の午後6時から、この会場での開催を予定している。